

支えあおう 心といのち

法律の専門家や保健師、相談支援専門員などが

無料で相談をお受けします。

松阪市

雇用・生活・ こころと法律の 合同相談会

松阪市は生きる支援として
ワンストップの合同相談会を実施します。



内 容

支出が増えた、眠れない、体調に不安があるなどの相談を専門相談員がお聴きします。

日 程

令和 8 年 9 月 25 日 (金)

受付時間は、午後1時～午後3時です。
(相談時間は午後4時まで)



【※弁護士、司法書士への相談は1人(件)30分程度です】

- 保健師による健康相談
- マーベルの相談支援専門員によるこころの相談
- 人権擁護委員による人権相談
- 弁護士資格を持つ市職員による法律相談
- 司法書士による借金問題、成年後見等の相談
- ハローワークによる就職に関する相談
- 若者就業サポートステーション・みえによる 49 歳までの無業状態にある若者及びその家族の相談
- 地域包括支援センター職員による介護相談
- 生活相談支援センター職員による生活困窮(経済的困窮・社会的孤立等)の相談
- いじめ、生活保護、DV、ひきこもり等の相談

秘密は厳守します

申込不要
当日直接
会場へ

会場

産業振興センター3階(本町)



主催/松阪市 協力/ 三重県松阪保健所 松阪市人権擁護委員会 松阪市地域包括支援センター 松阪公共職業安定所
松阪市障がい者基幹相談支援センター「マーベル」 松阪市生活相談支援センター 三重県司法書士会松阪支部
若者就業サポートステーションみえ 問い合わせ先:人権・多様性社会課 TEL:0598-53-4017